令和８年９月

令和８年度　就学援助制度
小学校入学準備金支給のお知らせ

さいたま市教育委員会

さいたま市では、経済的な理由により入学用品の購入でお困りの、令和９年４月に小学校に入学予定のお子さまがいるご家庭に対し、入学前の１月に入学準備金を支給しています。

援助を希望される場合は、このお知らせをよくお読みになり、以下の要領で申請してください。

☆　対象となるご家庭（申請後に審査があります）

令和８年１１月時点でさいたま市に住所があり、令和９年４月に小学校へ入学予定のお子さまを養育しているご家庭で、令和８年４月１日現在１６歳以上のご家族全員が、次のいずれかにあてはまる場合に対象となります。なお、生活保護を受給しているご家庭、特別支援学校や外国人学校等に入学予定の児童を養育しているご家庭を除きます。

① 生活保護が停止または廃止になった
② 児童扶養手当を受給している（児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
③ 市民税が非課税である
④ 個人事業税の減免を受けている
⑤ 災害等の理由により自己の居住財産の固定資産税の減免を受けている
⑥ 国民年金の保険料が免除されている
⑦ 国民健康保険の保険税が減免されている
⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている
⑨ 失業中で雇用保険受給資格がある
⑩ ①～⑨以外で、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせることが困難である

【参考】⑩にあてはまる場合で認定となる目安

ご家族全員の所得額の合計が、おおむね次の基準額以下の場合です。

※　**ご家族の人数や年齢等により基準額が変わります。あくまでも目安としてご覧ください。**

	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯
基準額 (所得額の合計)	２７７万円	３２４万円	３６５万円	４１４万円

※　所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額等合計」を参考にしてください。

※　育児休業給付金、傷病手当金、遺族年金、障害年金などの非課税所得は所得額に含みません。

※　借家に住んでいて家賃額を証明できる賃貸借契約書等を提出された場合は、基準額の算定が有利になることがあります。

基準額世帯構成モデル

３人世帯（父：３４歳、母：３２歳、１子：７歳）
４人世帯（父：３４歳、母：３２歳、１子：７歳、２子：４歳）
５人世帯（父：３４歳、母：３２歳、１子：７歳、２子：４歳、３子：１歳）
６人世帯（祖母：６０歳、父：３４歳、母：３２歳、１子：７歳、２子：３歳、３子：０歳）

☆　援助の内容

小学校入学準備金として６４，３００円を令和９年１月末に援助します。

裏面に続きます。

☆　申請手順

以下のフローチャートにしたがって手続きしてください。

同一世帯に小・中学生がいる。
- いいえ → **１１月２日（月）から１１月３０日（月）までに下記の方法で申請を行ってください。**
- はい ↓

今年度、既に就学援助の申請をしている。
- いいえ → 随時申請を受付しますので、**１１月３０日（月）までに下記の方法で申請を行ってください。**

  なお、同一世帯の小・中学生の方の就学援助は、**申請があった月**からの援助となります。
- はい ↓

就学援助の認定を受けている。
- はい → 申請の手続きは不要です。

  支給対象（認定）の方には既に就学援助の認定通知でお知らせしております。ご不明の場合には、学事課にお問い合わせください。
- いいえ → 非認定の場合は、支給対象となりません。
  ただし、状況が変わった場合は再度申請可能です。ご不明の場合には、学事課にお問い合わせください。

☆　申請方法　≪オンラインまたは書面のいずれかにより申請ができます。≫

【オンラインによる申請】

市ホームページ「オンライン市役所さいたま」から申請することができます。
詳しくは、市ホームページや申請のご案内等をご覧ください。
なお、オンラインで申請した場合、書面による申請は不要です。

【書面による申請】　**≪１世帯につき１枚の申請書を提出してください≫**

書面により申請することができます。学校（さいたま市立の小・中・中等教育学校）、学事課、区役所区民課で、**令和８年度「就学援助制度について」**の案内と**「就学援助費受給申請書兼世帯票」**を配布しております。申請書を記入し、必要書類を付け、学校または学事課へ提出してください。

☆　審査結果

審査結果については、申請の翌月または翌々月の中旬に郵送いたします。

☆　その他注意事項

○　**区役所区民課では、制度についての説明や申請内容の確認はできません。**
手続きの方法や必要書類の確認、相談等については、学事課や学校までお問い合わせください。

○　郵送での提出も可能ですが、郵便の不着や遅延等の責任は一切負いません。
また、受領書の発行も行いません。郵送で提出した場合、申請日は消印の日とします。

○　特別支援学校や外国人学校等に入学することになった場合は、速やかに学事課までご連絡ください。

○　入学後も就学援助を希望される場合は、**毎年度申請が必要**になります。年度当初の申請時期は２月中旬から４月末までを予定しております。

問い合わせ先
さいたま市教育委員会事務局 学事課 教育費支援係
電話：０４８－８２９－１６４７　　FAX：０４８－８２９－１９９０

この「令和８年度就学援助制度　小学校入学準備金支給のお知らせ」は 16,000 部作成し、１部当たりの印刷経費は、4.7 円です。